別紙様式第21

情報公開を希望される皆様へ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1 開示の求め手続

開示の求めは、おおまかに以下の手続きにより行われます。

- (1) 開示の求めの書面の提出
- (2) 開示(部分開示)/不開示決定通知書の受理(開示の求めの書面の提出から、原則30日以内に当社が開示決定等を行い、その後当社が送付)
- (3) 開示の実施の申出書の提出
- (4) 開示の実施

このうち、下線を引いた手続については、開示を希望される方に書類を提 出していただく必要があります。

開示の求めの書面等については、最寄りの輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社ホームページ (http://www.naccs.jp/)から入手できますのでご利用下さい。

また、手続には所定の手数料が必要となりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

主な手数料:開示の求めに係る手数料 法人文書1件ごとに300円

開示の実施に係る手数料(閲覧) 法人文書100枚ごとに100円

開示の実施に係る手数料 (モノクロコピーの交付)

用紙(A4)1枚ごとに10円

2 情報公開窓口等

【輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社情報公開窓口一覧】

窓	П	所 在 地	電話番号
総務部		郵便番号105-0013 東京都港区浜松町1丁目3番1号 浜離宮 ザ タワー事務所棟6階	03-6732-6119